別表第５の２（有償で貸し渡す自家用二輪自動車等の定期点検基準）（第二条、第五条関係）

点検箇所 ＼ 点検時期	６　月　ご　と	12　月　ご　と（６月ごとの点検に次の点検を加えたもの）
（略）		
エグゾースト・パイプ及びマフラ	取付けの緩み及び損傷	マフラの機能
高圧ガスを燃料とする燃料装置等	１　導管及び継手部のガス漏れ及び損傷 （※３）２　ガス容器及びガス容器附属品の損傷	ガス容器取付部の緩み及び損傷
（略）		

㈱①・②　（略）

③　（※３）印の点検は、圧縮天然ガス、液化天然ガス及び圧縮水素を燃料とする自動車に限り、検査対象外軽自動車を除く。

別表第６（自家用乗用自動車等の定期点検基準）（第二条、第五条関係）

点検箇所 ＼ 点検時期	１　年　ご　と	２　年　ご　と（１年ごとの点検に次の点検を加えたもの）
（略）		
エグゾースト・パイプ及びマフラ	（※１）　取付けの緩み及び損傷	マフラの機能
高圧ガスを燃料とする燃料装置等	１　導管及び継手部のガス漏れ及び損傷 （※５）２　ガス容器及びガス容器附属品の損傷	ガス容器取付部の緩み及び損傷
（略）		

㈱①～⑤　（略）

⑥　（※５）印の点検は、圧縮天然ガス、液化天然ガス及び圧縮水素を燃料とする自動車に限る。

別表第５の２（有償で貸し渡す自家用二輪自動車等の定期点検基準）（第二条、第五条関係）

点検箇所 ＼ 点検時期	６　月　ご　と	12　月　ご　と（６月ごとの点検に次の点検を加えたもの）
（略）		
エグゾースト・パイプ及びマフラ	取付けの緩み及び損傷	マフラの機能
（略）		

㈱①・②　（略）

（新設）

別表第６（自家用乗用自動車等の定期点検基準）（第二条、第五条関係）

点検箇所 ＼ 点検時期	１　年　ご　と	２　年　ご　と（１年ごとの点検に次の点検を加えたもの）
（略）		
エグゾースト・パイプ及びマフラ	（※１）　取付けの緩み及び損傷	マフラの機能
（略）		

㈱①～⑤　（略）

（新設）